

(案)

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 令和3年度広島県相談支援従事者研修等実施事業
- 2 履 行 場 所 広島県内
- 3 履 行 期 間 契約日 から
令和4年3月31日 まで
- 4 委 託 料 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む)
- 5 契約保証金 免除

6 特 約 事 項

- (1) 受注者は、委託業務が完了したときは、20日以内に別記第1号様式「報告書」を発注者に提出すること。
- (2) 発注者は、報告書の提出を受けたときは、速やかに委託事業の成果が契約の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、委託料の額を確定し、受注者に通知する。
- (3) 委託料の確定額は、委託事業の実施に要した経費の実支出額と契約額のいずれか低い額とする。
- (4) 発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の全部又は一部を概算払することができる。
- (5) 受注者は、委託料の概算払を請求しようとするときは、別記第2号様式「委託料概算払請求書」を発注者に提出するものとする。
- (6) 受注者は、(5)の規定により概算払を受けたときは、(2)の通知に基づき、通知後10日以内に、別記第3号様式「委託料概算払精算書」を発注者に提出する。
- (7) 受注者は、(6)の委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を、発注者の指示により精算する。
- (8) (7)に定める過払額について、受注者が、発注者の定める返還期限までに返納しないときは、受注者は発注者に対して、返還期限の翌日から返納する日までの期間に応じ、返還金額につき年2.6パーセントの割合で算定した金額を利息として発注者に支払うものとする。
- (9) 上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年 月 日

発注者 住所 広島市中区基町10番52号

氏名 広島県
広島県知事 湯 崎 英 彦

受注者 住所

氏名

契約番号